

保証書

平成 29 年 4 月 22 日

府中多摩川通り住宅管理組合 御中

東京都大田区蒲田 5 丁目 37 番 1 号
日本総合住生活株式会社 東京支社
取締役支社長 帆刈 均

今回の、工事に関わる範囲において工事引渡完了日より保証期間中に、弊社の施工上の責任による欠陥が認められた場合には、下記保証規定により修理を行なうものとします。

— 記 —

保証規定

保証の対象及び範囲については以下のとおりとします。

- 1) 工事件名 府中多摩川通り住宅屋内排水管共用部更生工事 (台所系統)
- 2) 施工内容 ①台所系統排水管更生工事
(台所系統排水立管ライニング及び台所系統各階枝管ライニング)
②台所系統排水管更新工事(階下ピット、ピロティ内隠ぺい部、電気室の各配管)
③住戸内通気管更新工事 (2号棟 922号室、1013号室、1014号室の各配管)
④住戸内台所排水管更新工事 (2号棟 402号室、502号室の台所専用管の一部)
⑤台所系統排水管更生・更新に伴う住戸内建築工事
(対象住戸：2号棟 402号室、502号室、922号室、1013号室、1014号室)
- 3) 保証対象 (保証期間) ①排水管更生部分 引渡日より 20年
②排水管・通気管更新部分 引渡日より 2年
③建築工事部分 引渡日より 1年
- 4) 引渡日 平成 29 年 4 月 22 日

- 5) 保証範囲
- ① 正常な使用状態において発生した自然故障。
 - ② 管内面のライニング材の変形・剥離。
 - ③ ライニング工事に起因する事故。
- 6) 保証内容
- 更生工事とそれに伴う改修を行った部分について、漏水等や破損が生じ、その原因が本工事による材料、施工が原因であった場合は弊社の負担で修理いたします。

具体的な対応例：排水管の異常があった場合

- ① すみやかに現場調査を行い、原因を究明する。
- ② 当社の責に起因する場合には、無償で修理を行なう。
(緊急を要する場合は修理を優先し、その後調査・原因究明を行なう。)
- ③ 二次的な損害があった場合（例：天井が濡れたなど）には、損害部分の修理・取替等を無償で行なう。

次の場合は保証の対象外とします。

- ・ トーラー清掃等による更生部分の不具合、破損
- ・ 引き渡し後、居住者もしくは第三者による設備等の改修に起因する場合
※別紙「配管工事を含む台所リフォームについて」参照
- ・ 施工対象物以外
- ・ 居住者の乱用、誤用による場合
- ・ 天変地異による場合
- ・ その他、上記に準ずる場合

- 7) 適用条件
- 年1回の定期清掃を弊社もしくは株式会社P・C・Gテクニカにて締結した場合に限り保証書の記載とおりとします。

以上